

千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会設置条例をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第18号

千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。

- (1) 本市が推進するナイトタイムエコノミー（夜間における経済活動及び文化活動をいう。以下この条及び次条第2項第2号において同じ。）に係る施策に関する事項
- (2) ナイトタイムエコノミーの推進に資する事業に係る審査及び評価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ナイトタイムエコノミーに関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) ナイトタイムエコノミーに関する知見を有する者
- (3) 関係団体又は事業者を代表する者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。